

新型コロナウイルス感染症 職場感染で労働災害認定へ!!



昨年の夏、新型コロナウイルス感染症の第5波「デルタ株」が猛威を振るっていた時期に近畿地区において、連休初めから連休後の間に十数名が陽性と診断され、職場内感染の可能性があると現場社員に衝撃が走りました。その事実は感染拡大の可能性がある中で、連休中に多くの感染者が確認されたにもかかわらず、始業点呼まで告げられず、職場内の消毒が行われないうちに、普段通りに室内等を使用していました。

国労西日本本部は、多数の感染者が確認された経験がなかったとはいえ、現場実態に問題があるとし、関西支社に対し、感染拡大防止の観点から、「業者による消毒」と現場社員の「PCR検査」又は「抗原検査」を早急に実施し、社員の不安を解消することを求めました。その後、「業者による職場内の消毒」と「現場全社員の抗原検査」が実現しています。また、ダイヤ改正団体交渉において、職場内感染に対する対応について、早急に消毒を行い、その上で、現場に入る措置を取るべきではなかったのか?と指摘し、関西支社から職場内感染の教訓を活かし、「速やかな情報の伝達」、「速やかに消毒する」等、現場社員が不安にならないよう対策をとることを確認しています。

その後も多くの職場で感染が確認されていますが、そのたびに消毒等の対応はされています。これは保健所からの指導もありますが、現場で目を光らせている労働者と労働組合の役割が何より重要です。

国労組合員が立ち上がり、労働災害認定へ!!

国労本部と国労西日本本部は、本社、関西支社に対し、職場内感染が発生した際の取り扱いについて、「労働災害申請について拒否することなく、申請に協力すること」を申し入れ、「労働災害申請について拒むものではなく申請は受け付ける」ことを確認してきたことから、感染した国労組合員は、「陽性となったものが、職場で肩身が狭くなるようなことがあつてはいけない、見えないウイルスを相手に感染の恐れがあるながらも、「指定公共機関」に働くエッセンシャルワーカーとして最前線で安全・安定輸送を維持するために起こった労働災害である」として、労働基準監督署に労働災害の申請を行いました。そして4カ月後に職場内感染であり、労働災害にあつたと認定されました。

コロナ感染症の軽症は大丈夫ではありません。

コロナ感染の後遺症は、軽症であっても、数カ月後でも表れることがあると言われており、倦怠感など、様々な後遺症により、日常生活が送れなくなり、仕事を失うという現実が報告されています。

コロナ陽性者となれば、「会社に迷惑をかけた」と引け目を感じることもあり、保存休暇や年休で簡単に済ませてしまうことや労働災害に抵抗を感じるのも事実です。しかし、先のことも考える必要があります。

悩まないで!!国労へ相談してください。

コロナ以外にも、「ハラスメントで悩んでいる」、「こんな時どうすればいいの?」、「これって問題ではないの?」など、様々な悩みがあります。

そんな時に労働組合の出番です。一人で悩まないで、労働組合に相談しましょう。身近な国労組合員に声をかけてください。